

民生福祉常任委員会審査日程

日 時 令和 8 年 3 月 1 2 日 (木)
午前 9 時から
場 所 第 2 委員会室

～審査内容～

- 1 議案第 3 1 号 山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について (保年)
- 2 議案第 1 7 号 令和 8 年度山陽小野田市国民健康保険特別会計予算について (保年)
※審査事業 デジタルを活用した保健事業の推進事業
- 3 議案第 1 9 号 令和 8 年度山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算について (保年)
- 4 議案第 1 8 号 令和 8 年度山陽小野田市介護保険特別会計予算について (高齢)
- 5 議案第 2 9 号 山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について (高齢)
- 6 議案第 3 0 号 山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について (子育て)
- 7 議案第 3 4 号 山陽小野田市病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について (病院)
- 8 議案第 2 1 号 令和 8 年度山陽小野田市病院事業会計予算について (病院)

議案 31 号

山陽小野田市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 子ども・子育て支援金制度の創設

(1) 趣旨

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、国のことも未来戦略の加速化プラン施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、被保険者から「支援納付金」を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。

<子ども・子育て支援金制度の対象となる加速化プラン施策>

- ①児童手当の拡充 ②妊婦のための支援給付 ③こども誰でも通園制度
 ④出生後休業支援給付、育児時短就業給付 ⑤国民年金第1号被保険者の保険料免除措置

(2) 改正の内容

① 保険料の賦課・徴収

現行の保険料の区分である医療分・後期支援分・介護分の3区分に「子ども・子育て支援納付金分(子ども分)」を加えた4区分により保険料を算定し、賦課・徴収することになります。

② 保険料率(案)

子ども・子育て支援納付金分の保険料率は、県が算定する標準保険料率を基準として設定します。

区 分		所得割	均等割	平等割	賦課限度額
現行	医療分	8.3%	23,400円	21,000円	67万円
	後期支援分	2.8%	8,000円	7,100円	26万円
	介護分	2.4%	7,700円	5,100円	17万円
追加	子ども分	0.3%	1,156円 (18歳以上 均等割75円)	988円	3万円

③ 一人当たり保険料の平均月額

国は、子ども・子育て支援納付金分の一人当たり(一世帯当たり)平均月額保険料を以下のとおり試算しています。

区 分	令和8年度見込額	令和9年度見込額	令和10年度見込額
国民健康保険	250円 (350円/世帯)	300円 (450円/世帯)	400円 (600円/世帯)
全制度平均	250円	350円	450円

④ 軽減措置等

- ・ 支援金制度が少子化対策にかかるものであることに鑑み、18歳未満のこどもについての均等割額は全額軽減されます。なお、軽減した均等割相当額は、「18歳以上均等割」として18歳以上の被保険者で按分して賦課・徴収します。
- ・ 医療分等と同様に、低所得者に対する軽減措置として均等割及び平等割の軽減措置（7・5・2割軽減）が設けられます。

⑤ 令和8年度保険料のモデルケース

◇モデルケース①

世帯主 70 歳、妻 70 歳の 2 人世帯（世帯主のみ年金収入あり）

年金収入額	軽減	年間保険料 (下段子ども分)	1期/月当たり保険料 (下段子ども分)
153 万円以下	7 割	28,300 円 (1,030 円)	2,830 円 (103 円)
170 万円	5 割	66,040 円 (1,720 円)	6,604 円 (172 円)
230 万円	2 割	160,940 円 (2,750 円)	16,094 円 (275 円)

◇モデルケース②

世帯主、妻、子 11 歳、8 歳の 4 人世帯（世帯主のみ営業所得あり）

営業所得額	軽減	年間保険料 (下段子ども分)	1期/月当たり保険料 (下段子ども分)
200 万円	2 割	358,770 円 (7,460 円)	35,877 円 (746 円)
400 万円	なし	670,310 円 (14,160 円)	67,031 円 (1,416 円)
600 万円	なし	946,310 円 (20,160 円)	94,631 円 (2,016 円)

2 保険料における賦課限度額の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料の賦課限度額を引き上げるもの。

【賦課限度額】

	改正前 (令和7年度)	改正後 (令和8年度)	引上額
医療分	<u>66万円</u>	<u>67万円</u>	<u>1万円</u>
後期支援分	26万円	26万円	据置き
介護分	17万円	17万円	据置き
子ども分	—	<u>3万円</u>	<u>新設</u>
合計	<u>109万円</u>	<u>113万円</u>	<u>4万円</u>

(2) 対象世帯数及び影響額（令和7年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：61世帯、影響額（保険料収入の増加額）：62万円

3 保険料の軽減における所得判定基準の引上げ

(1) 改正の内容

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、国民健康保険料における低所得者に対し均等割額及び平等割額を軽減する所得判定基準を引き上げるもの。

【軽減判定所得基準額】

	改正前 (令和7年度)	改正後 (令和8年度)
7割軽減	43万円 +10万円×(給与所得者等の数-1)	据置き
5割軽減	43万円+ <u>30.5万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>31.0万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)
2割軽減	43万円+ <u>56.0万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)	43万円+ <u>57.0万円</u> ×被保険者数 +10万円×(給与所得者等の数-1)

(2) 対象世帯数及び影響額（令和7年度の被保険者情報に基づく試算）

対象世帯数：52世帯、影響額（保険料収入の減少額）：98.8万円

※保険料の減収分は保険基盤安定繰入金で補填されます。

4 施行期日

令和8年4月1日

令和8年度
山陽小野田市国民健康保険特別会計
予算の概要

福祉部保険年金課

はじめに

国民健康保険制度（国保）は、被用者保険の加入者などを除く、すべての人を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険における最後の受け皿となっています。

しかし、国保は、被用者保険に比べて高齢者の方が多く加入していることから、医療費水準が高いことに加え、所得水準も低く、保険料の負担が重くなるという構造的な課題を抱えています。

このような中、平成30年度には、国保の広域化（都道府県単位化）が実施され、都道府県が財政運営の責任主体となり財政基盤の強化と制度の安定化が図られました。

また、近年の大きな制度改正として、令和6年12月2日から従来の紙の保険証から「マイナ保険証」へ移行し、令和8年度からは子ども・子育て施策に必要な財源を全世代が支える仕組みとして、「子ども・子育て支援金制度」が導入されます。現在も、医療保険制度改革が国において活発に議論されており、国保制度としても大きな転換期を迎えているところです。

令和8年度当初予算は、前年度比約3億8千万円減の65億1,126万2,000円となりました。国保を取り巻く環境は、被保険者数の減少による保険料収入の減収に加え、高齢化や医療の高度化により一人当たり医療費が年々増加傾向にあり、財政運営は厳しい状況が続いています。

今後も被保険者のみなさまが安心して必要な医療が受けられるよう、将来収支や基金残高、事業費納付金の推移等を注視しながら、中長期的な視点に基づく持続可能な国保事業の運営に努めてまいります。

令和8年度当初予算の概要

- 令和8年度当初予算額は、**65億1,126万2,000円**となり、前年度と比較して3億8,384万9,000円の**減額**となりました。
- 「**歳入**」では、国民健康保険料は、被保険者数が減少するものの、令和8年度から徴収が始まる「子ども・子育て支援納付金分」を2,555万7,000円計上したことなどにより、前年度比約1,000万円増の8億7,687万3,000円となりました。
- 県支出金は、歳出の保険給付費の減による普通交付金の減等により、前年度比約2億3,100万円減の50億2,262万円となりました。
- 繰入金のうち、他会計繰入金は、保険基盤安定繰入金の減や出産育児一時金繰入金の皆減等により、前年度比約3,400万円減の5億3,131万9,000円となりました。
- 基金繰入金は、収支の調整のため5,625万2,000円を計上しました。前年度比で約1億2,200万円の減となり、予算上の基金残高は約5億9,300万円となります。
- 「**歳出**」では、保険給付費は、被保険者数の減少に伴い給付総額は減少するものの、一人当たり給付額の伸び等を考慮し、前年度比約2億2,900万円減の49億3,538万4,000円となりました。
- 国民健康保険事業費納付金は、県の算定額に基づき、前年度比約1億4,800万円減の13億2,342万3,000円となりました。
- 保健事業費は、前年度比約200万円減の8,619万2,000円となりました。

令和8年度の制度改正

1 子ども・子育て支援金制度の創設

国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、令和8年度から被保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。令和8年度の保険料賦課から現行の医療分・後期高齢者支援分・介護分に「子ども・子育て支援納付金分」を加えた**4区分**により保険料を賦課・徴収することになります。

2 賦課限度額の引上げ

国民健康保険料の賦課限度額が引き上げられます。基礎賦課額（医療分）について、66万円を1万円引き上げて**67万円**となります。後期高齢者支援金等（支援金分）賦課額の26万円と介護分の17万円は据え置きとなり、新たに子ども・子育て支援納付金分の限度額**3万円**を加えて賦課限度額の合計額は、現行の109万円から**113万円**となります。

3 軽減判定基準額の引上げ

国民健康保険料の低所得者を対象とした軽減措置について、軽減判定所得の基準額が引き上げられます。軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者数等に乗ずる金額を、5割軽減では30.5万円を0.5万円引き上げて**31万円**に、2割軽減では56万円を1万円引き上げて**57万円**に引き上げられます。

4 高額療養費制度の見直し

昨年度見送りとなった高額療養費制度の見直しについて、見直しの内容を改め、**令和8年8月から見直し**する方針が示されました。月額自己負担限度額の引き上げと年間上限額の設定、所得区分の細分化の見直しが予定されています。見直しが決定的な場合、令和8年度と令和9年度の2段階で見直しが行われる予定です。

令和8年度予算の主な内容

【歳入】 1/2

(単位：千円)

歳入科目		内容	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
1	国民健康保険料	国民健康保険事業費納付金等に充てるための保険料	876,873	866,167	10,706	1.2
	医療給付費分現年度分		571,204	580,849	△ 9,645	△ 1.7
	後期高齢者支援金分現年度分		195,049	198,533	△ 3,484	△ 1.8
	介護納付金分現年度分		50,713	51,285	△ 572	△ 1.1
	子ども・子育て支援納付金分現年度分		25,557	0	皆増	皆増
	医療給付費分滞納繰越分		23,730	24,620	△ 890	△ 3.6
	後期高齢者支援金分滞納繰越分		7,610	7,840	△ 230	△ 2.9
	介護納付金分滞納繰越分		3,010	3,040	△ 30	△ 1.0
2	使用料及び手数料	督促手数料、証明手数料	510	510	0	0.0
3	国庫支出金		5,049	8,586	△ 3,537	△ 41.2
1	災害臨時特例補助金	東日本大震災に伴う被災者に対する保険料減免と一部負担金減免に対する補助金	1	1	0	0.0
2	社会保障・税番号制度システム整備費等補助金	マイナ保険証の利用促進と定着に向けた被保険者への周知広報等に対する補助金	242	1,189	△ 947	△ 80
3	子ども・子育て支援事業費補助金	R8年度からの子ども・子育て支援金制度の円滑な施行に向けたシステム改修等に対する補助金	4,806	7,396	△ 2,590	△ 35
4	県支出金		5,022,620	5,254,069	△ 231,449	△ 4.4
	普通交付金	市町村が支払う保険給付費の実績に応じて、都道府県から費用の全額が交付されるもの	4,916,587	5,147,199	△ 230,612	△ 4.5
	特別交付金		106,033	106,870	△ 837	△ 0.8
	保険者努力支援分（取組評価分）	保険者の医療費適正化等の取組や、その成果に応じて交付されるもの。評価指標に応じて配分される「評価分」	16,874	16,240	634	3.9
	特別調整交付金分	特別の事情による財政負担の増加等に対して交付されるもの	34,344	35,051	△ 707	△ 2.0
	県繰入金（2号分）	市町の国民健康保険事業の運営の安定化に資する取組等に対する支援として県が定めた基準に基づき交付されるもの	32,877	36,433	△ 3,556	△ 9.8
	特定健康診査等負担金	市町村が行う特定健康診査及び特定保健指導に要する費用に対し交付される	12,452	11,488	964	8.4
	保険者努力支援分（事業費分）	保険者の医療費適正化等の取組や、その成果に応じて交付されるもの。予防・健康づくり事業に対して交付される「事業分」	9,486	7,658	1,828	23.9

令和8年度予算の主な内容

【歳入】 2/2

(単位：千円)

歳入科目	内容	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
5 財産収入	国民健康保険基金運用利息	3,328	1,219	2,109	173.0
6 繰入金		587,571	744,530	△ 156,959	△ 21.1
1 他会計繰入金	繰出基準に基づく一般会計繰入金	531,319	565,632	△ 34,313	△ 6.1
	保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分)	169,261	191,913	△ 22,652	△ 11.8
	保険基盤安定繰入金 (保険者支援分)	106,225	109,173	△ 2,948	△ 2.7
	未就学児均等割保険料繰入金	1,614	1,585	29	1.8
	職員給与費等繰入金	131,064	128,800	2,264	1.8
	産前産後保険料繰入金	665	436	229	52.5
	出産育児一時金繰入金	0	8,000	皆減	皆減
	財政安定化支援事業繰入金	94,633	97,033	△ 2,400	△ 2.5
	その他一般会計繰入金	27,857	28,692	△ 835	△ 2.9
2 基金繰入金	収支の調整のため国民健康保険基金からの繰り入れるもの	56,252	178,898	△ 122,646	△ 68.6
7 繰越金	前年度繰越金	10	10	0	0.0
8 諸収入	延滞金、第三者行為療養給付費返納金等	15,301	20,020	△ 4,719	△ 23.6
合計		6,511,262	6,895,111	△ 383,849	△ 5.6

令和8年度予算の主な内容

【歳出】 1/2

(単位：千円)

歳出科目		内容	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
1	総務費		137,735	143,317	△ 5,582	△ 3.9
	1 総務管理費	国保事業を運営するための人件費や事務費、国保連への委託料や負担金、システム改修経費等を計上	128,453	134,062	△ 5,609	△ 4.2
	2 徴収費	納入通知書の印刷代や郵送料、口座振替やコンビニ収納等の手数料を計上	9,186	9,159	27	0.3
	3 運営協議会費	山陽小野田市国民健康保険運営協議会委員の報酬	96	96	0	0.0
2	保険給付費		4,935,384	5,164,756	△ 229,372	△ 4.4
	1 療養諸費	病気やケガの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付と補装具・柔道整復等に係る現金給付、国保連合会のレセプト審査の手数料を計上	4,210,778	4,408,497	△ 197,719	△ 4.5
	2 高額療養費	医療機関に支払った窓口負担が自己負担限度額を超えた場合に支給される高額療養費と医療保険の一部負担金と介護保険の利用者負担額の合計が高額となったときに支給される高額介護合算療養費を計上	705,800	738,693	△ 32,893	△ 4.5
	3 移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等の現金給付	50	50	0	0.0
	4 出産育児諸費	出産費用に対する一時金として1件あたり500,000円（産科医療保障制度の場合）を支給するもの	13,006	12,006	1,000	8.3
	5 葬祭諸費	被保険者が死亡したとき、葬儀を行った者に50,000円を支給するもの	5,750	5,500	250	4.5
	6 傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した国保加入の被用者等に対して支給するもの	0	10	皆減	皆減

令和8年度予算の主な内容

【歳出】 2/2

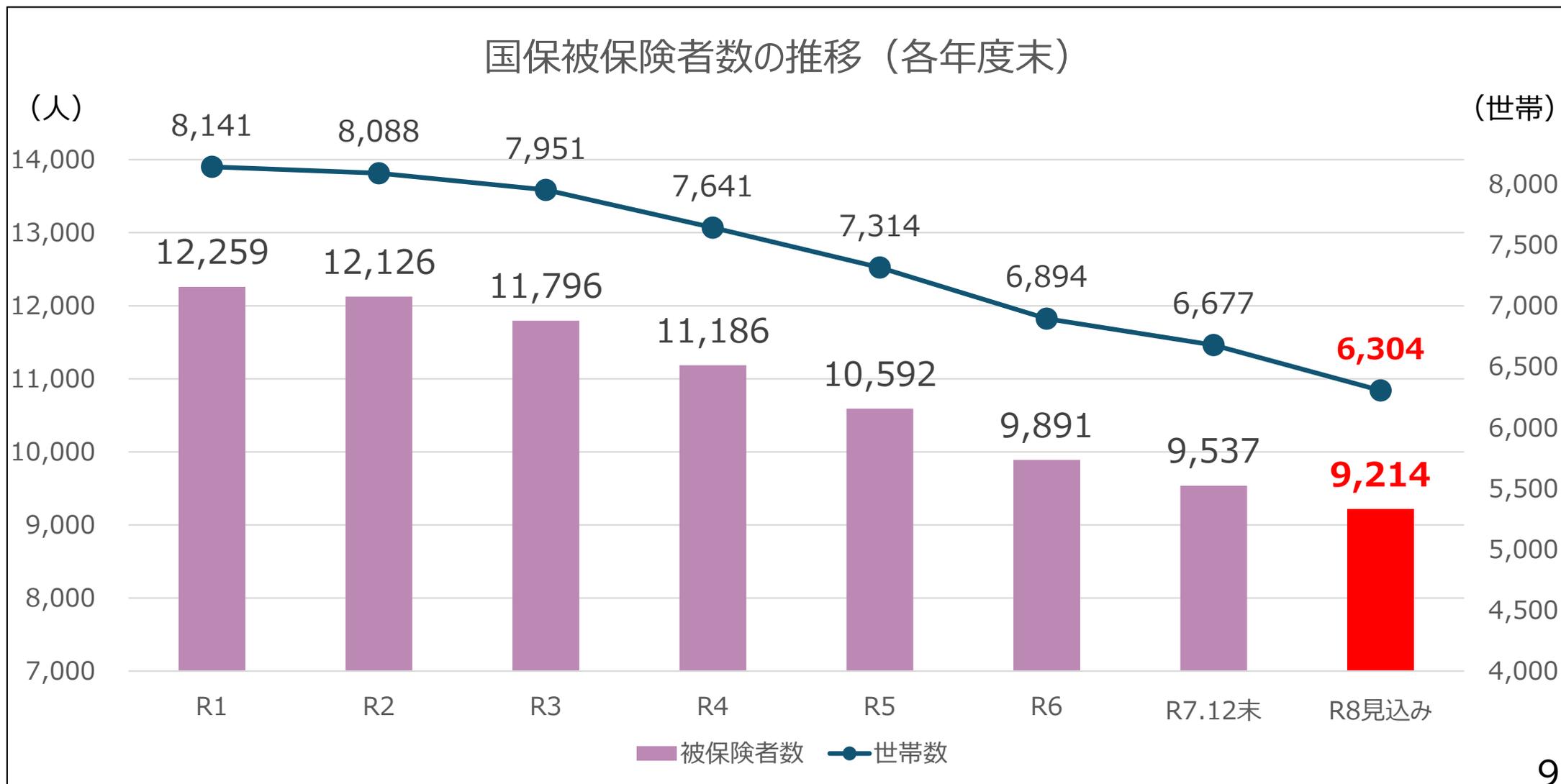
(単位：千円)

歳出科目		内容	令和8年度	令和7年度	増減額	増減率
3	国民健康保険事業費納付金	県が市町に対して保険給付費等交付金を交付するにあたり必要とする財源の一部として、県内の各市町の被保険者数や所得水準、医療費水準等を加味した上で決定される納付金で、県に納付するもの	1,323,423	1,472,049	△ 148,626	△ 10.1
	1 医療給付費分	国保被保険者に対する保険給付に要する費用に対するもの	893,245	1,046,777	△ 153,532	△ 14.7
	2 後期高齢者支援金等分	後期高齢者医療制度の保険給付に充てるための拠出にかかるもの	311,301	333,343	△ 22,042	△ 6.6
	3 介護納付金分	介護給付及び予防給付等に充てるための拠出にかかるもの	87,654	91,929	△ 4,275	△ 4.7
	4 子ども・子育て支援納付金分	子ども・子育て支援施策に充てるための支援納付金にかかるもの	31,223	0	皆増	皆増
4	保健事業費		86,192	88,570	△ 2,378	△ 2.7
	1 保健事業費	被保険者の健康の保持増進と医療費の適正化のため、各種保健事業に係る経費を計上	25,819	24,366	1,453	6.0
	2 特定健康診査等事業費	40歳から74歳の被保険者に対する特定健康診査・特定保健指導に係る経費及び受診・利用勧奨に係る経費を計上	60,373	64,204	△ 3,831	△ 6.0
5	基金積立金	国民健康保険基金積立金	3,328	1,219	2,109	173.0
6	諸支出金	事業費確定に伴う保険給付費等交付金返還、過年度保険料還付金	20,200	20,200	0	0.0
7	予備費		5,000	5,000	0	0.0
合計			6,511,262	6,895,111	△ 383,849	△ 5.6

被保険者数・世帯数の推移

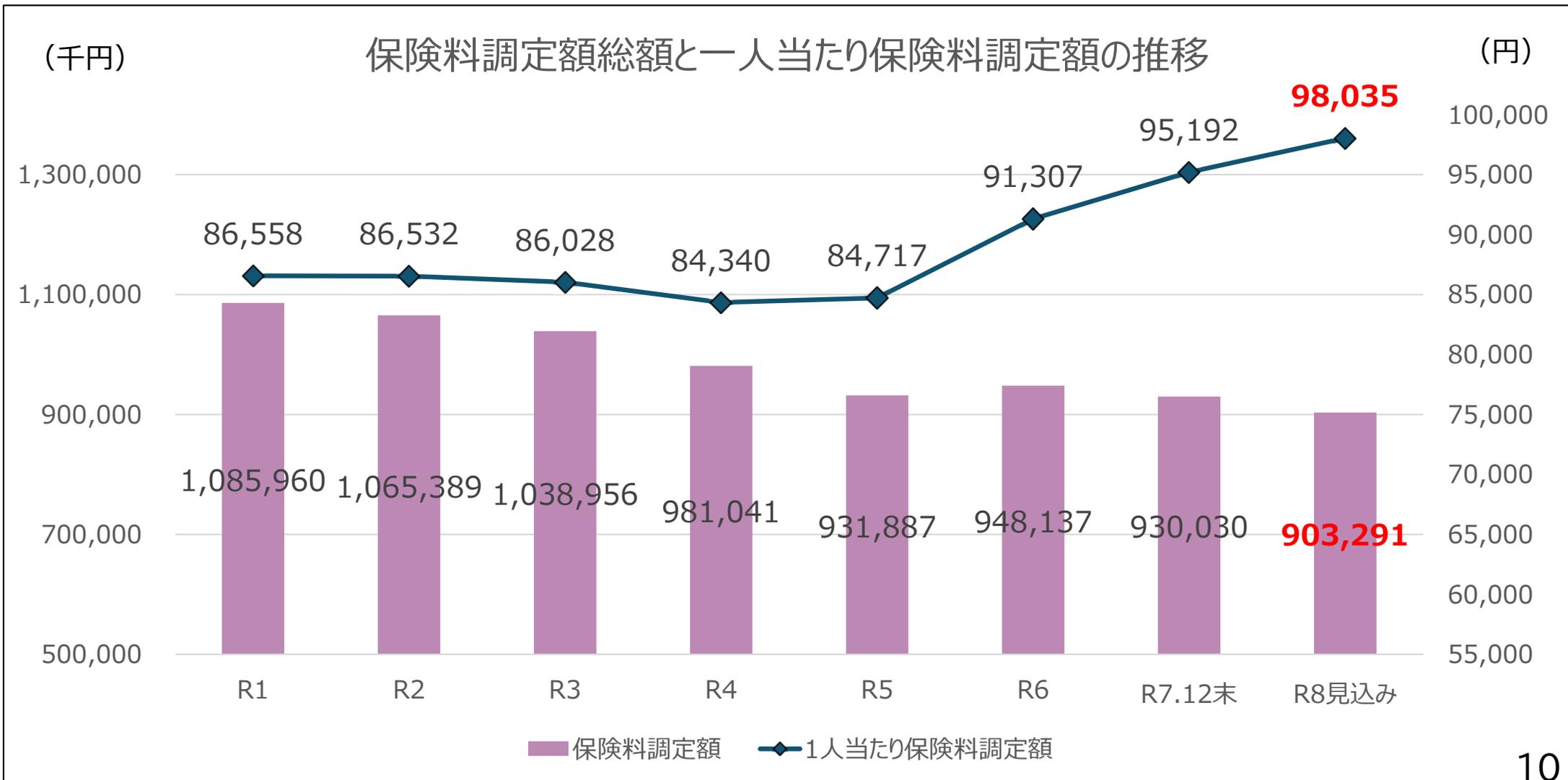
本市の国民健康保険の被保険者数・世帯数は、人口減少や高齢化による後期高齢者医療への移行等の影響により、年々減少傾向にあります。

令和6年度以降、被保険者数は1万人を割っており、令和8年度は**9,214人**となる見込みです。



保険料調定額の推移

保険料調定額の総額は、被保険者数の減少により年々減少傾向にあり、厳しい国保財政の大きな要因となっています。一方で、一人当たりの保険料調定額は、令和6年度の保険料率の改定以降、増加に転じており、あわせて近年の賃金や年金収入の増による所得の増加も関連して増加傾向にあります。



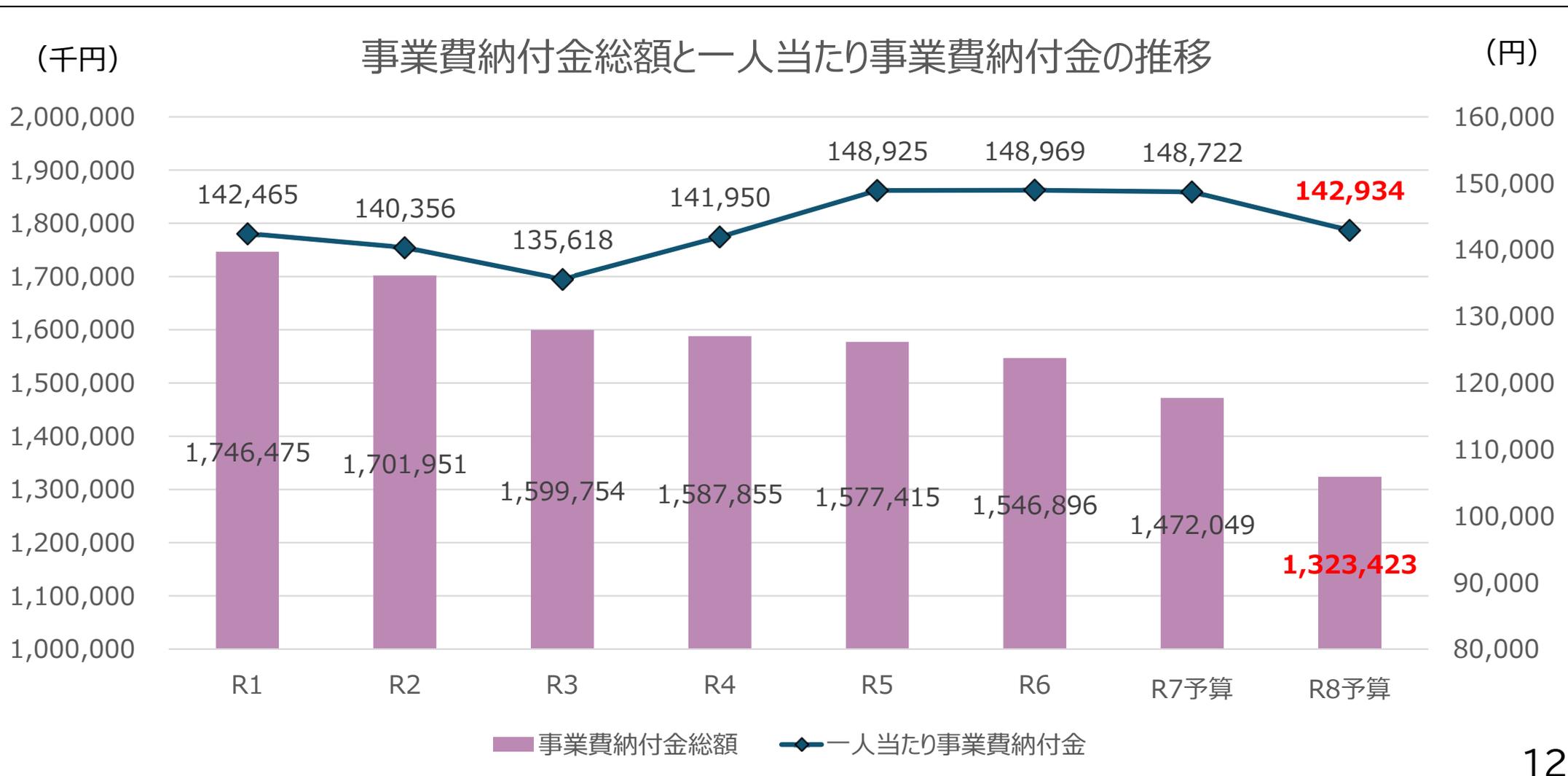
保険料率

令和8年度から「子ども・子育て支援納付金分（子ども分）」が追加されます。他の保険料率は据え置きとしますが、今後も将来収支や基金残高等に注視し、適正な保険料率の設定を検討していきます。

区分		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
医療分	所得割	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%	8.3%
	均等割	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円	23,400円
	平等割	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円	21,000円
後期 支援分	所得割	2.5%	2.5%	2.5%	2.8%	2.8%	2.8%
	均等割	6,900円	6,900円	6,900円	8,000円	8,000円	8,000円
	平等割	6,300円	6,300円	6,300円	7,100円	7,100円	7,100円
介護分	所得割	2.0%	2.0%	2.0%	2.4%	2.4%	2.4%
	均等割	6,300円	6,300円	6,300円	7,700円	7,700円	7,700円
	平等割	4,200円	4,200円	4,200円	5,100円	5,100円	5,100円
子ども分	所得割	—	—	—	—	—	0.3%
	均等割	—	—	—	—	—	1,156円
	18歳以上 均等割	—	—	—	—	—	75円
	平等割	—	—	—	—	—	988円

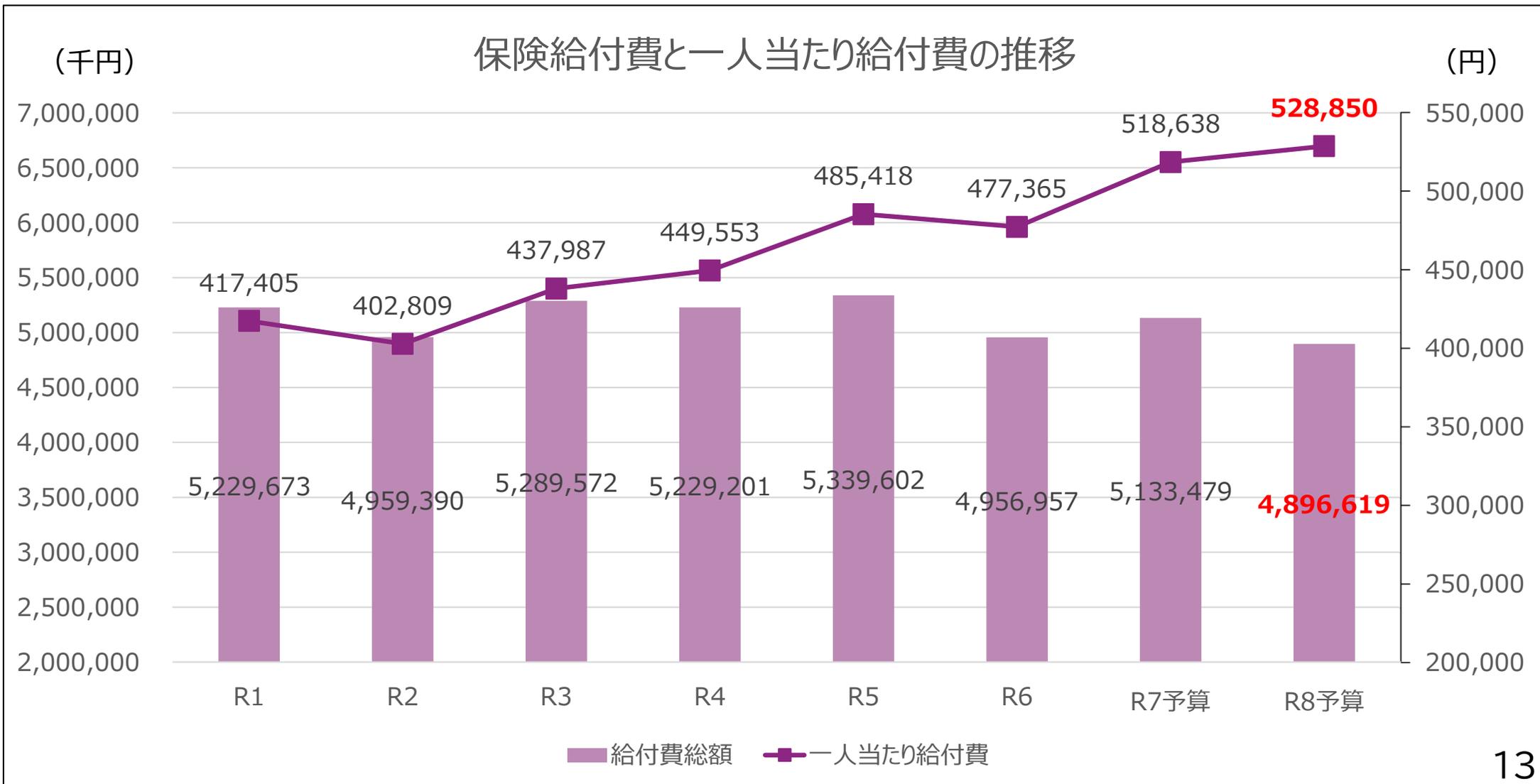
事業費納付金の推移

平成30年度の国保の広域化により、県が財政運営の責任主体となった以降、県に納付している事業費納付金は、県全体の医療費総額の減少に伴い減少傾向にあります。一方、被保険者一人当たりの事業費納付金の負担額で見ると、高齢化による医療費の増加等に連動して増加傾向にありましたが、近年は被保険者の減少の影響が大きく、減少傾向にあります。



保険給付費の推移

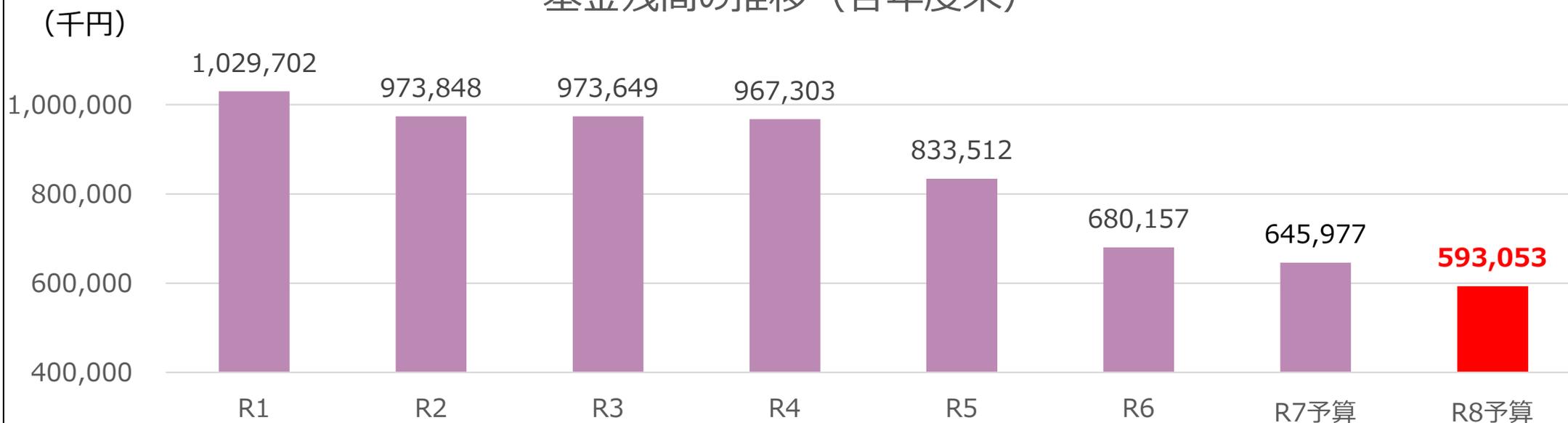
国民健康保険が負担する保険給付費（療養給付費+療養費+高額療養費の計）は、年度によって増減はあるものの減少傾向にあります。一方、一人当たりの給付費で見ると、高齢化や医療技術の高度化などにより年々増加傾向にあります。



基金残高の推移

国保財政の安定化や保険料の負担軽減等を目的とした国民健康保険基金の残高は、令和8年度末の予算上の残高は**5億9,300万円**で、令和元年度と比較すると約**4.3億円**減少する見込みです。令和8年度予算編成では、事業費納付金の減少や保険料調定額の伸びなどから、基金からの取り崩しが5,600万円と、例年と比較して減少しています。今後も、基金残高に注視しながら持続可能な国保事業の運営に努めていきます。

基金残高の推移（各年度末）



	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
積立額	119,289	129,629	172,741	170,814	96,946	95,249	164,845	3,328
取崩額	235,844	185,483	172,940	177,160	230,737	248,604	199,025	56,252
残高	1,029,702	973,848	973,649	967,303	833,512	680,157	645,977	593,053

保健事業の推進

各種保健事業

4款 保健事業費 1項 保健事業費

予算額：25,819千円

項目	内容	事業費
がん検診事業	健康増進課が実施するがん検診について、国保被保険者の検診料を一部負担します。	9,247千円
健康運動事業 (こくほヘルスサポートジム)	健康づくりの一環として、市内のトレーニングジムの指導の下、生活習慣病の改善、運動習慣の確立を図ります。実施場所：市内3か所ジム 自己負担：500～1,000円	1,073千円
ジェネリック医薬品差額通知	ジェネリック医薬品について、被保険者に対し先発薬との差額通知書を送付し、意識啓発と利用率向上を図ります。	539千円
医療費通知	医療機関での受診状況を通知することにより、被保険者の関心を喚起して、医療費の適正化を図ります。(年3回通知)	2,348千円
糖尿病性腎症重症化予防事業	糖尿病性腎症の高リスク者を抽出し、かかりつけ医から推薦を受けた対象者に6か月間の保健指導を行うことで生活習慣の改善を図ります。	2,397千円
歯周病検診	20歳以上の被保険者を対象に、歯周病予防のため、歯周病検診を実施します。	1,071千円
脳ドック助成	脳ドックを受診する際の費用を助成することで、脳疾患の早期発見と医療費の適正化を図ります。自己負担額：4,000円 対象医療機関：市内2機関、市外3機関	4,296千円
慢性腎臓病（CKD）受診勧奨事業	慢性腎臓病（CKD）の対象者に受診勧奨通知を送付することで、早期受診を促し、非透析寿命の延伸を図ります。	31千円
【拡充】若者健診受診勧奨・保健指導	18～39歳の被保険者に若者健診の受診勧奨を行います。健診の結果、特定保健指導相当となった場合、生活習慣病の早期予防のため保健指導を実施します。	755千円
医療費適正化に向けた保健事業推進支援事業	医師や保健師等の専門的な知識を持つ事業者からの支援を受けることで、効果的・効率的な保健事業を展開し、医療費適正化を図ります。	499千円
【新】デジタルを活用した保健事業推進事業	対象者がスマートウォッチと市民向けアプリを活用し、運動や食事の記録などのデータを実施機関と共有することで、個別かつ具体的な保健指導を行います。	678千円

その他、はり・きゅう施術費、保健事業管理経費等 2,885千円

保健事業の推進

4款 保健事業費 2項 特定健康診査等事業費

予算額：60,373千円

特定健康診査

40～74歳の加入者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防を目的として実施する健診です。医療機関で実施する「個別健診」と公共施設を会場に実施する「集団健診」があります。

受診状況	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者数	9,360人	9,051人	8,520人	7,991人	7,425人
受診者数	3,220人	3,406人	3,227人	3,159人	3,048人
受診率	34.4%	37.6%	37.9%	39.5%	41.1%

<特定健康診査の受診率向上に向けた取組>

- 特定健診の未受診者に対して、健診歴や通院歴をAIにより分析し、対象者の健康特性に合わせた勧奨通知はがきを送付します。
- 個別健診の医療機関の選択肢を狭め、安心感を持ってもらうため、対象者のかかりつけ医を記載した勧奨通知はがきを送付します。
- 医療機関の診療における検査結果を保険者へ提供することで、特定健診の結果データとして活用する「みなし健診」を推進します。

特定保健指導

特定健診の結果、生活習慣病の発症リスクが高いと判定された対象者に、医師・保健師・管理栄養士等の専門家が、生活習慣改善のための行動計画を策定し、健康的な生活の維持ができる面接・指導等を行います。

実施状況	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
対象者数	317人	331人	283人	293人	282人
実施者数	25人	20人	17人	30人	50人
実施率	7.9%	6.0%	6.0%	10.2%	17.7%

<特定保健指導の実施率向上に向けた取組>

- 特定保健指導及び利用勧奨について、専門事業者に委託することで効果的な保健指導を実施します。
- 特定健診の結果説明の際に、医療機関から特定保健指導の対象者に利用勧奨を行う業務を委託します。

令和8年度
山陽小野田市後期高齢者医療特別会計
予算の概要

福祉部保険年金課

はじめに

後期高齢者医療制度は、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、75歳以上の高齢者等を対象とする医療制度として創設され、平成20年度から山口県後期高齢者医療広域連合（以下、「広域連合」）が運営主体となり、制度の運用が開始されました。

所管する事務については、広域連合が保険者として保険料の決定、医療の給付等を行い、市町村は資格確認書等の引渡し、保険料の徴収、各種届出や申請等の窓口業務を行っています。

後期高齢者医療制度は、少子高齢化が進展する中、団塊の世代が後期高齢者に到達するなど、年々被保険者数が増加しており、それに対応して医療費も増加している状況です。

令和8年度当初予算は、前年度比約1億8,300万円増の15億6,820万8,000円となりました。令和8年度は、2年ごとに行われる保険料率の改定時期であり、保険料率引き上げと「子ども・子育て支援金制度」の開始に伴う保険料収入の増により、予算総額は大幅な増加となりました。

今後も適正な事務処理と保険料収納業務に努めるとともに、広域連合と連携し、後期高齢者医療制度の円滑な実施に努めてまいります。

令和8年度 山陽小野田市後期高齢者医療特別会計予算

【歳入】

(単位：千円)

予算科目		令和8年度	令和7年度	増減	内 容
1	後期高齢者医療保険料	1,170,991	1,029,364	141,627	現年度分・過年度分保険料
2	使用料及び手数料	86	86	0	証明手数料、督促手数料
3	国庫支出金	340	3,593	△ 3,253	子ども・子育て支援事業費補助金
4	繰入金	393,713	350,091	43,622	国の基準に基づく一般会計繰入金（事務費等繰入金、保険基盤安定繰入金）
5	繰越金	100	100	0	前年度繰越金
6	諸収入	2,978	2,128	850	資格確認書交付関連事業補助金、延滞金、保険料還付金ほか
合計		1,568,208	1,385,362	182,846	

【歳出】

(単位：千円)

予算科目		令和8年度	令和7年度	増減	内 容
1	総務費	28,845	30,481	△ 1,636	職員給与費等一般管理費、賦課徴収事務費ほか
2	後期高齢者医療広域連合納付金	1,537,238	1,352,756	184,482	事務費等負担金、保険基盤安定負担金、後期高齢者医療保険料納付金
3	諸支出金	2,025	2,025	0	保険料還付金ほか
4	予備費	100	100	0	
合計		1,568,208	1,385,362	182,846	

令和8年度の制度改正

1

子ども・子育て支援金制度の創設

国のこども未来戦略に基づく「加速化プラン」施策に必要な費用を全世代が支える仕組みとして、令和8年度から被保険者から支援納付金を徴収する「子ども・子育て支援金制度」が創設されます。後期高齢者医療制度においても、令和8年度の保険料賦課から新たに「**子ども・子育て支援納付金分**」として、均等割額と所得割額を賦課・徴収することになります。

2

保険料率の改定

後期高齢者医療制度の保険料率は、2年ごとに料率の見直しを行うこととされており、令和8・9年度の保険料率が以下のとおり決定されました。被保険者数の増や一人当たり医療費の増に伴う医療給付費の増加を見込んだ結果、改定後の一人当たりの保険料は7,483円増加する試算となっています。

また、子ども・子育て支援納付金分の保険料は、一人当たり2,004円となる予定です。

●医療分

料率等	所得割率	均等割額	一人当たり保険料	賦課限度額
令和8・9年度	11.36%	63,513円	94,026円	85万円
令和6・7年度	11.52%	57,012円	86,543円	80万円
増減	△0.16%	+6,501円	+7,483円	+5万円

●子ども・子育て支援納付金分

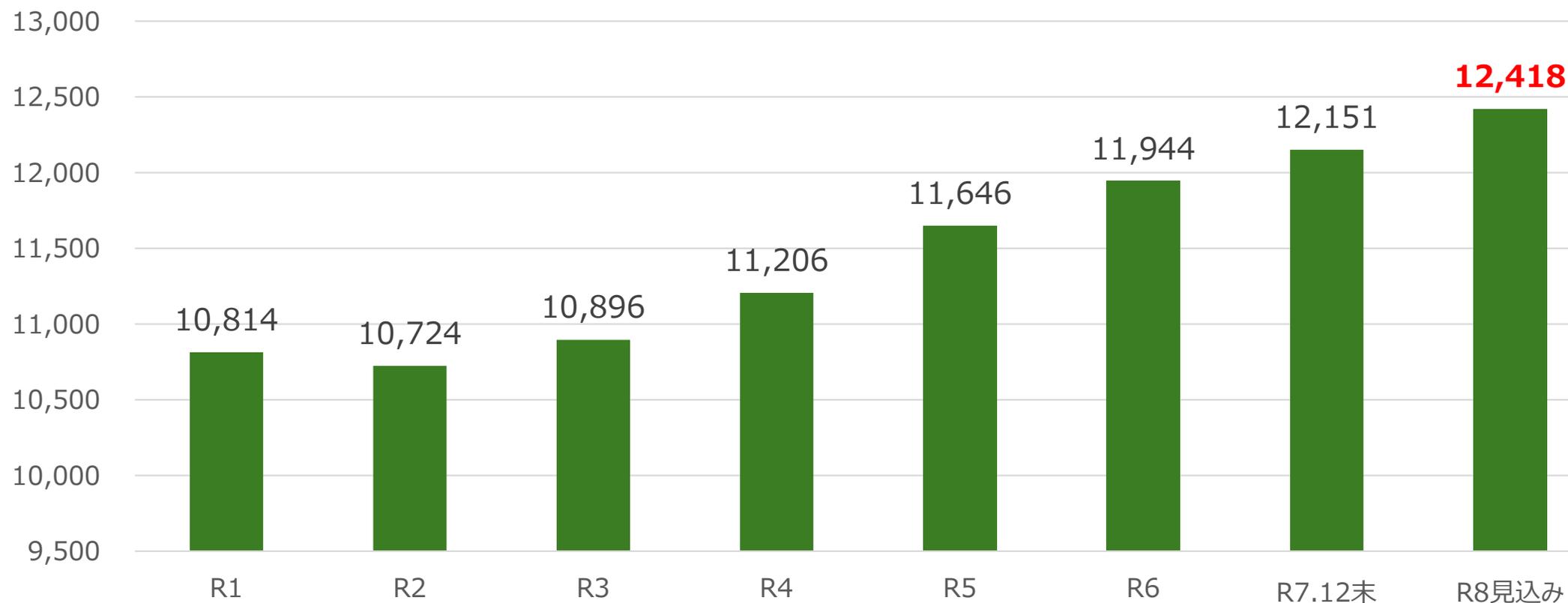
料率等	所得割率	均等割額	一人当たり保険料	賦課限度額
令和8年度	0.24%	1,354円	2,004円	2.1万円

被保険者数の推移

本市の後期高齢者医療制度における令和8年度の被保険者数は、**12,418人**となる見込みです。団塊の世代が後期高齢者に到達するなど、被保険者数は年々増加傾向にあります。

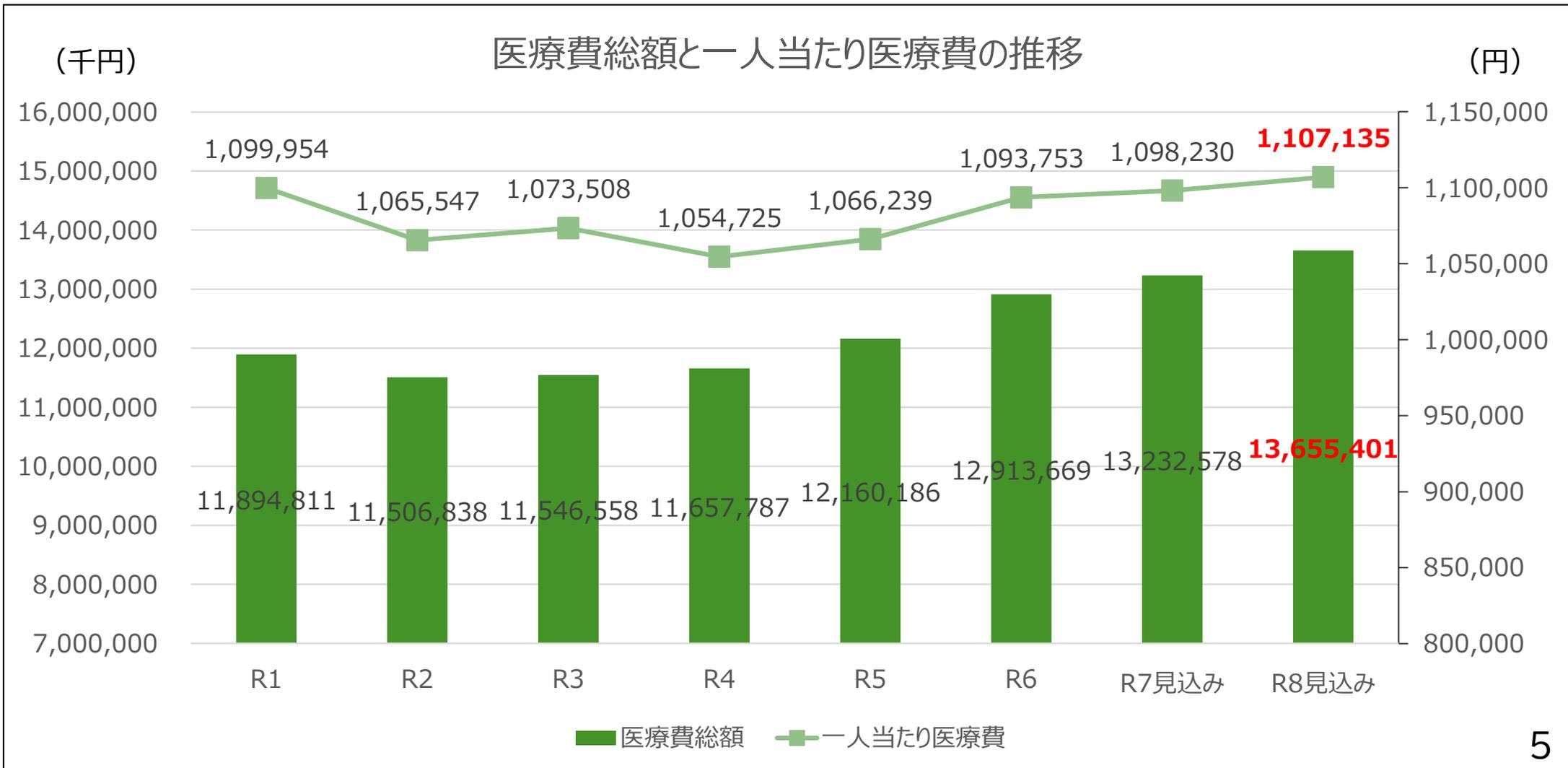
被保険者数の推移（各年度末）

(人)



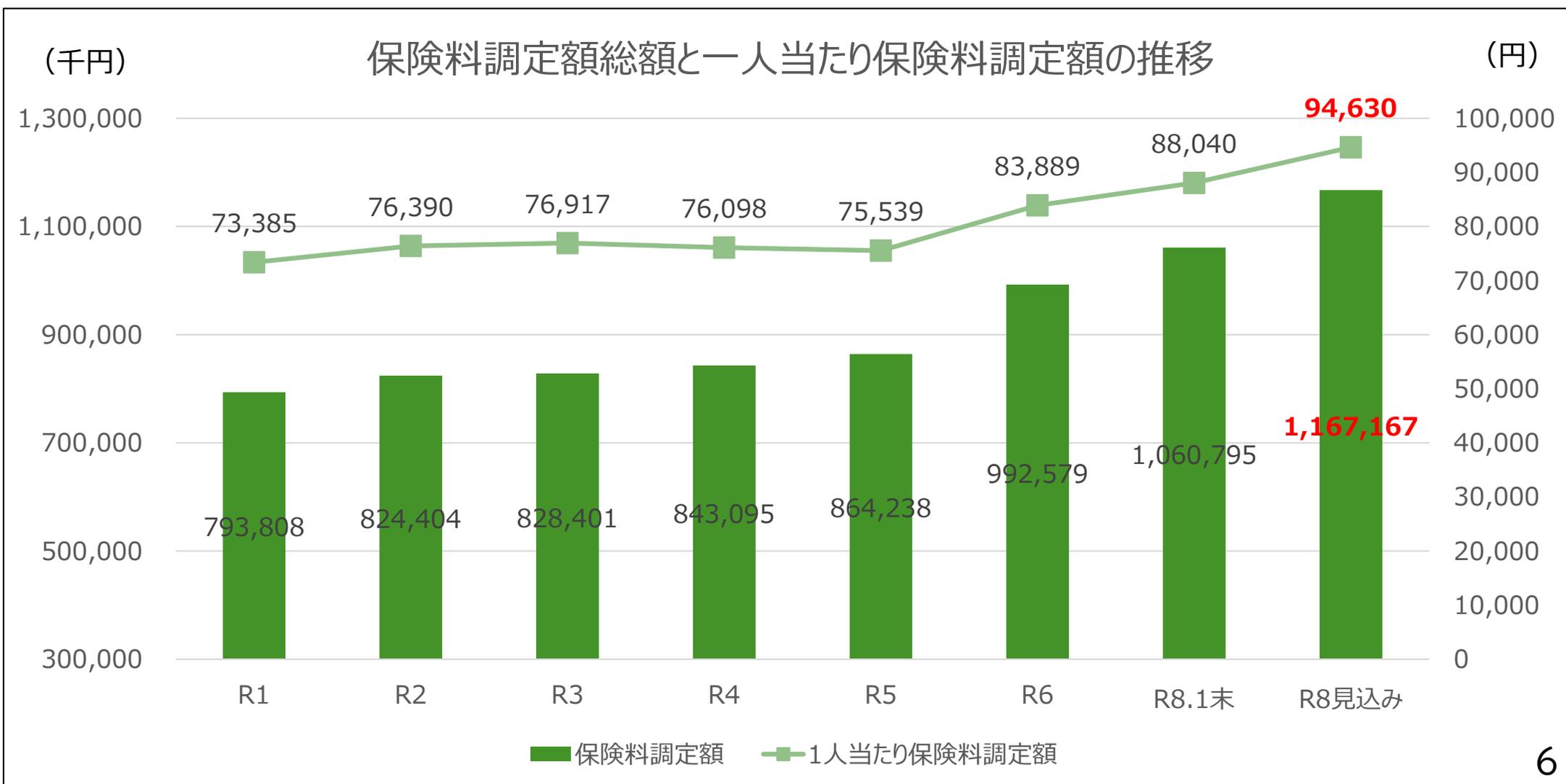
医療費の推移

後期高齢者医療に係る医療費総額（入院、外来、歯科、調剤などの医療に要した費用の総額）は、コロナ感染拡大後の令和3年度以降、被保険者数の増加等に伴い増加傾向にあります。また、令和8年度の一人当たり医療費は、**110万7,135円**となり、同様に増加傾向が続いている状況です。



保険料調定額の推移

保険料調定額の総額は、被保険者の増加により年々増加傾向にあります。令和8年度は保険料率の改定が予定されており、あわせて子ども・子育て支援納付金分が加わることから、調定額は11億6,716万7,000円と見込んでいます。また、一人当たり保険料調定額も同様の要因により増加する見込みです。



議案第29号山陽小野田市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の概要

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 条例改正の理由

介護保険制度は3年を1期として保険料収入を見込んだ計画を立て事業運営を行っており、介護保険料は市町村民税の課税状況や合計所得金額を算定基準としています。

この度、令和7年度税制改正において、給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられたため、保険料収入の減少により、第9期計画（令和6年度から令和8年度まで）に基づく事業運営に支障が出ることを避けるために、令和8年度の介護保険料算定基準に限り、税制改正の影響を受けないように介護保険法施行令の改正に合わせて所要の改正を行います。

3 条例改正の内容

(1) 介護保険料の算定基準となる合計所得金額を税制改正前の水準とする。

→附則第9項から附則第11項までの追加

(2) 市町村民税の課税・非課税の判断基準を税制改正前の水準とする。

→附則第12項及び附則第13項の追加

4 施行日

令和8年4月1日施行

①附則第9項から附則第11項まで

介護保険料の算定基準となる合計所得金額を税制改正前の水準とする。

○対象者 (1)、(2)の両方を満たす者

(1) 第1号被保険者(65歳以上の者)

※令和8年1月1日に山陽小野田市に住所を有する者(住登外課税者含む。)

※令和8年4月1日に山陽小野田市に住所を有しない者を除く。

(2) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者

対象附則	給与等の収入金額
附則第9項	55万1,000円以上 65万1,000円未満
附則第10項	65万1,000円以上 161万9,000円未満
附則第11項	161万9,000円以上 190万円未満

(例1) 給与収入60万円+年金収入78万円の場合

給与所得 0円 ⇒ 5万円

年金収入+合計所得 78万円 ⇒ 83万円

所得段階 第1段階 ⇒ 第2段階

(例2) 給与収入80万円+年金収入100万円の場合

給与所得 15万円 ⇒ 25万円

年金収入+合計所得 115万円 ⇒ 125万円

所得段階 第2段階 ⇒ 第3段階

(例3) 給与収入170万円+年金収入120万円の場合

給与所得 105万円 ⇒ 112万円

合計所得金額 115万円 ⇒ 122万円

所得段階 第6段階 ⇒ 第7段階

②附則第 12 項及び附則第 13 項

市町村民税の課税・非課税の判断基準を税制改正前の水準とする。

つまり、税制改正後の基準では非課税になる者でも、税制改正前の基準では課税になる者は、市民税が課されている者とみなされる。

○対象者

・附則第 12 項（世帯課税のみなし）

ア及びイに該当する者は、市民税が課されている者とみなす。

・附則第 13 項（本人課税のみなし）

イ(ア)に該当し、かつ、イ(イ)又はイ(ウ)のいずれかに該当する者は、市民税が課されている者とみなす。

ア 第 1 号被保険者（65 歳以上の者）

※令和 8 年 1 月 1 日に山陽小野田市に住所を有する者（住登外課税者含む。）

※令和 8 年 4 月 1 日に山陽小野田市に住所を有しない者を除く。

イ アが属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに(ア)に該当し、かつ、(イ)又は(ウ)に該当する者があるとき

(ア) 令和 7 年の合計所得金額に給与所得が含まれる者

※令和 8 年 4 月 1 日に山陽小野田市に住所を有しない者を除く。

※令和 8 年 1 月 1 日に山陽小野田市に住所を有する者（住登外課税者含む。）

(イ) 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で、令和 8 年度分の市町村民税が課されていない者（合計所得金額 135 万円未満）で、a から c までのいずれかに該当する者

a 給与収入 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満 かつ $(135 \text{ 万円} - \text{合計所得金額}) \leq (\text{給与収入} - 55 \text{ 万円})$

b 給与収入 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満 かつ $(135 \text{ 万円} - \text{合計所得金額}) \leq 10 \text{ 万円}$

c 給与収入 161 万 9,000 円以上 190 万円未満 かつ $(135 \text{ 万円} - \text{合計所得金額}) \leq (65 \text{ 万円} - \text{令和 7 年給与所得控除額}^{*1})$

※1 給与収入 — 改正前所得税法別表第 5 の給与所得控除後の給与等の金額

(ウ) 生活保護者、障害者、未成年者、寡婦又はひとり親（合計所得金額が 135 万円を超える場合を除く。）に該当せず、令和 8 年度分の市町村民税が課されていない者で、a から c までのいずれかに該当する者

a 給与収入 55 万 1,000 円以上 65 万 1,000 円未満 かつ （市税条例で定める均等割を課することができない合計所得金額^{※2} - 合計所得金額）
≤ （給与収入金額 - 55 万円）

b 給与収入 65 万 1,000 円以上 161 万 9,000 円未満 かつ （市税条例で定める均等割を課することができない合計所得金額^{※2} - 合計所得金額）
≤ 10 万円

c 給与収入 161 万 9,000 円以上 190 万円未満 かつ （135 万円 - 合計所得金額） ≤ （65 万円 - 令和 7 年給与所得控除額^{※1}）

※2 28 万円（同一生計配偶者及び扶養親族の数+1）+ 10 万円

③特例減免制度

上記②により、市民税が課されているとみなされる者のうちには、毎年、市民税が非課税となる範囲内で就労時間を調整している者もいると考えられる。令和 7 年度の税制改正における給与所得控除の見直しにより、非課税の範囲内で就労時間（就労収入）を増加させた者にとっては、この度の条例改正により、意図せず介護保険料が増額となる者がいることから、そのような者を保険料の「減免」によって救済する制度。

本市においても、次の(1)及び(2)のいずれも満たす者を対象に、その者を市民税非課税者として判定する保険料段階による保険料額まで保険料を減免します。

- (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうち、令和 7 年度と令和 8 年度の各年度の市民税が非課税の者
- (2) 改正条例附則第 12 項又は第 13 項の規定により、令和 8 年度の市町村民税が課されているものとみなされる者

第9期所得段階別介護保険料(年額)

	令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)	参考 令和5年度
月額基準額	5,500円	5,500円

所得段階		所得段階の基準		令和6年度～令和8年度 (2024年度～2026年度)
				年間保険料
第1段階	基準額×0.285	世帯全員が市民税非課税	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金受給者	18,810円
			課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	
第2段階	基準額×0.450		課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超え120万円以下	29,700円
第3段階	基準額×0.685		課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える	45,210円
第4段階	基準額×0.900	世帯内に市民税課税者がいる場合	本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円以下	59,400円
第5段階	基準額		本人は市民税非課税で課税年金収入額と合計所得金額の合計が80.9万円を超える	66,000円
第6段階	基準額×1.100	本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満	72,600円
第7段階	基準額×1.300		合計所得金額が120万円以上210万円未満	85,800円
第8段階	基準額×1.500		合計所得金額が210万円以上320万円未満	99,000円
第9段階	基準額×1.700		合計所得金額が320万円以上420万円未満	112,200円
第10段階	基準額×1.900		合計所得金額が420万円以上520万円未満	125,400円
第11段階	基準額×2.100		合計所得金額が520万円以上620万円未満	138,600円
第12段階	基準額×2.300		合計所得金額が620万円以上720万円未満	151,800円
第13段階	基準額×2.400		合計所得金額が720万円以上	158,400円

議案第30号

山陽小野田市児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正理由

児童クラブ事業について、児童を預かる保育時間を延長するため、条例を改正するもの。

2. 改正内容

昨今の働き方の多様化や子育て世代を取り巻く社会情勢の変化に伴い、保護者の就労状況等を勘案し、児童クラブにおける保育時間を延長することで子育て支援の充実を図る。

(改正前)	(改正後)
第5条3項中 小学校が授業を行う日においては授業終了時から <u>午後6時まで</u>	第5条3項中 小学校が授業を行う日においては授業終了時から <u>午後6時30分</u> <u>まで</u>
小学校が授業を行わない日においては午前8時から <u>午後6時</u> <u>まで</u> 延長することができる。	小学校が授業を行わない日においては午前8時から <u>午後6時30</u> <u>分</u> まで延長することができる。

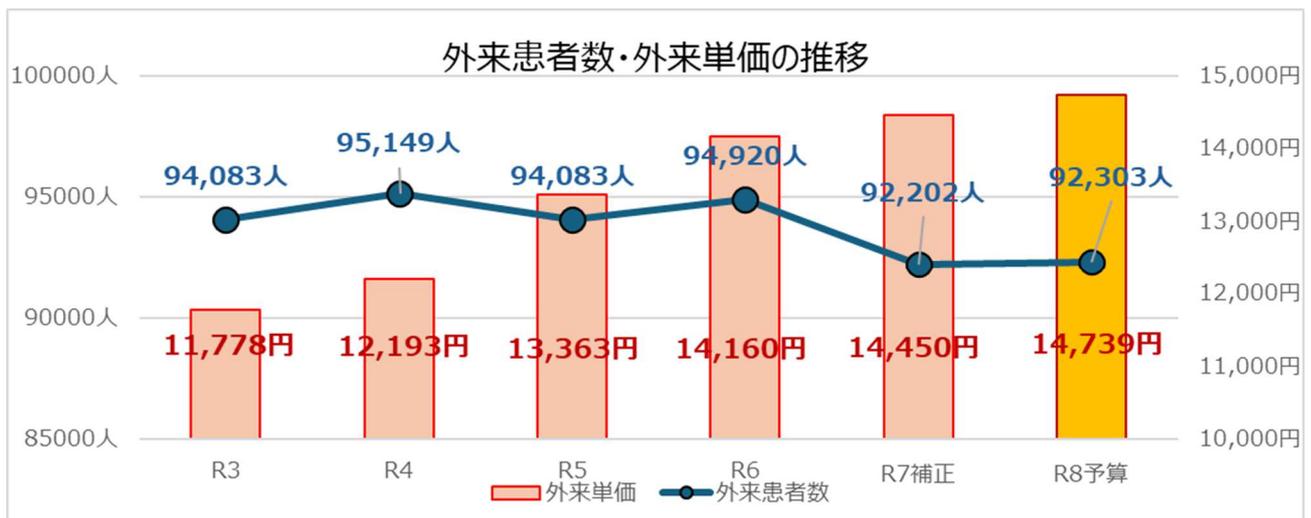
3. 施行日

令和8年4月1日から施行する。

令和8年度 山陽小野田市病院事業予算

1 入院・外来の概要

項目		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)-(B)	令和7年度 補正後(C)	増減 (A)-(C)	
入院収益	年間延入院患者数	64,002人	63,428人	574人	62,913人	1,089人	
	一日平均入院患者数	175人	174人	1人	172人	3人	
	病床稼働率	88.1%	87.3%	0.8ポイント	86.6%	1.5ポイント	
	入院単価	46,313円	45,272円	1,041円	44,985円	1,328円	
	急性期病棟	年間延入院患者数	45,304人	44,968人	336人	44,624人	680人
		一日平均入院患者数	124人	123人	1人	122人	2人
		病床稼働率	86.2%	85.6%	0.6ポイント	84.9%	1.3ポイント
		入院単価	50,676円	49,900円	776円	49,200円	1,476円
	地域包括ケア病棟	年間延入院患者数	18,698人	18,460人	238人	18,289人	409人
		一日平均入院患者数	51人	51人	0人	50人	1人
		病床稼働率	93.1%	92.0%	1.1ポイント	91.1%	2.0ポイント
		入院単価	35,742円	34,000円	1,742円	34,700円	1,042円
外来収益	年間延外来患者数	92,303人	95,832人	△3,529人	92,202人	101人	
	一日平均外来患者数	383人	396人	△13人	381人	2人	
	外来単価	14,739円	14,270円	469円	14,450円	289円	



2 収益収支状況

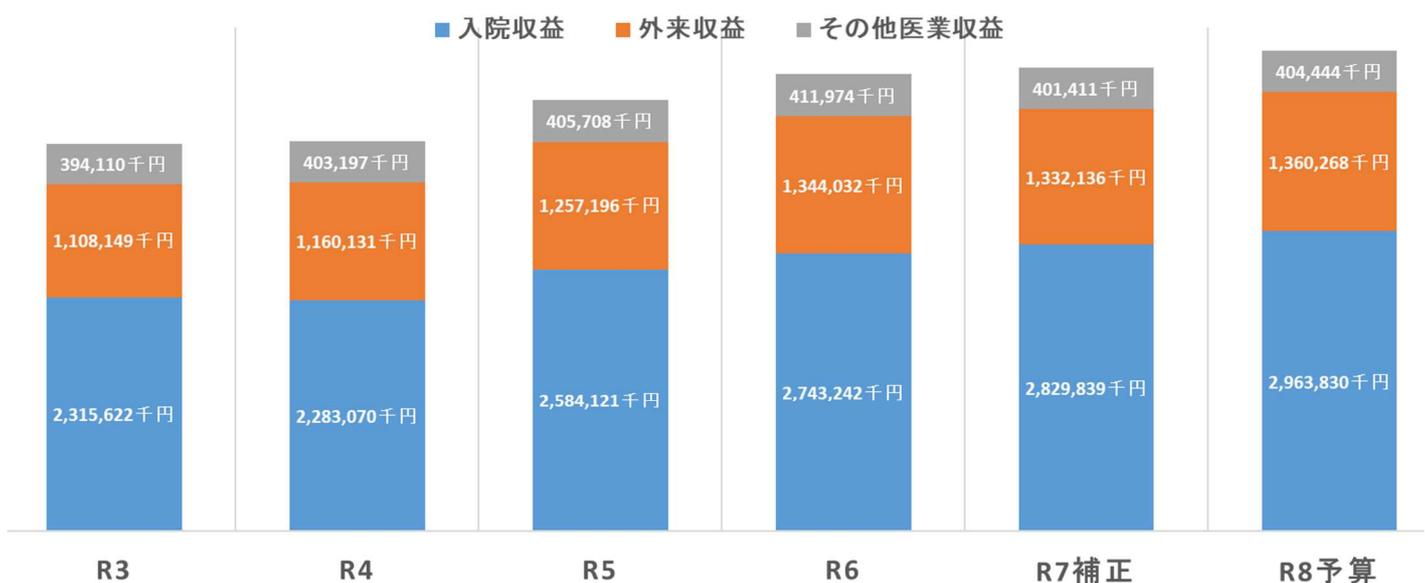
(税抜 単位：千円)

	令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)-(B)	令和7年度 補正後(C)	増減 (A)-(C)
医業収益	4,728,542	4,636,274	92,268	4,563,386	165,156
うち入院収益	2,963,830	2,871,295	92,535	2,829,839	133,991
うち外来収益	1,360,268	1,367,312	▲ 7,044	1,332,136	28,132
医業費用	5,327,196	5,097,164	230,032	5,171,632	155,564
うち給与費	2,981,257	2,763,415	217,842	2,855,927	125,330
うち材料費	1,001,192	1,043,371	▲ 42,179	1,018,920	▲ 17,728
うち経費	858,262	809,007	49,255	814,165	44,097
★医業収支	▲ 598,654	▲ 460,890	▲ 137,764	▲ 608,246	9,592
医業外収益	568,419	429,483	138,936	565,066	3,353
医業外費用	221,859	219,342	2,517	217,910	3,949
訪問看護ステーション事業収益	29,659	31,771	▲ 2,112	21,991	7,668
訪問看護ステーション事業費用	39,128	38,967	161	33,377	5,751
●経常収支	▲ 261,563	▲ 257,945	▲ 3,618	▲ 272,476	10,913
特別利益	30	30	0	2,419	▲ 2,389
特別損失	4,010	4,010	0	4,010	0
☆当期損益	▲ 265,543	▲ 261,925	▲ 3,618	▲ 274,067	8,524

◇ 医業収益の推移

(税抜 単位：千円)

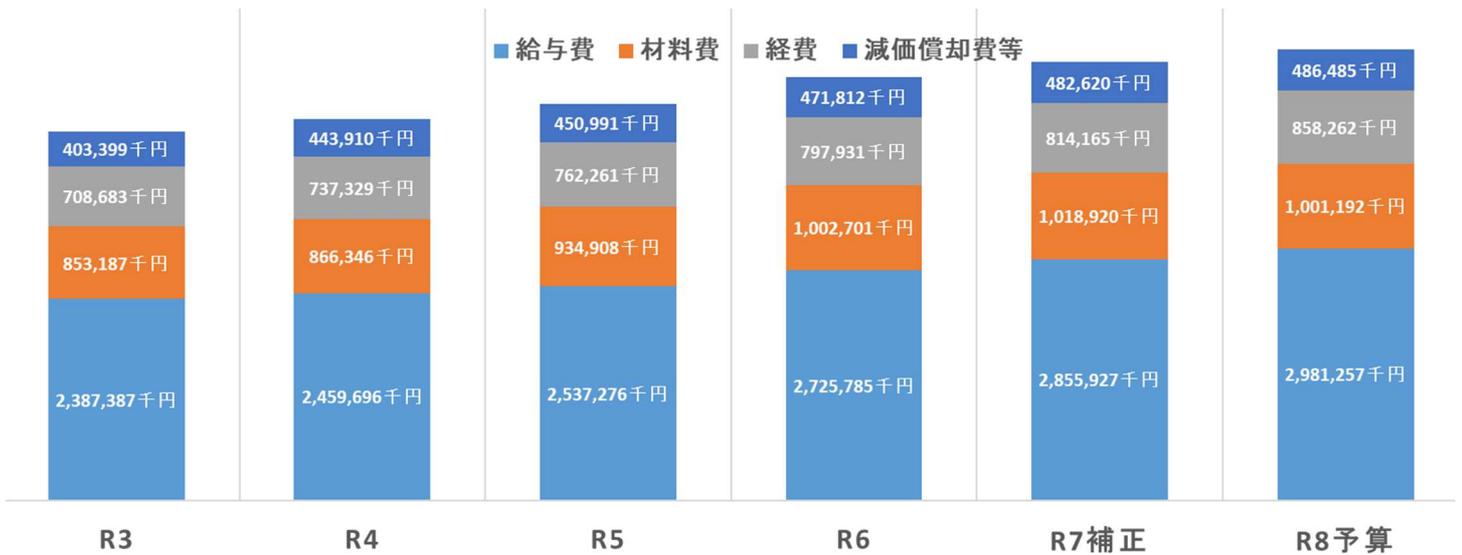
	R3	R4	R5	R6	R7補正	R8予算
入院収益	2,315,622千円	2,283,070千円	2,584,121千円	2,743,242千円	2,829,839千円	2,963,830千円
外来収益	1,108,149千円	1,160,131千円	1,257,196千円	1,344,032千円	1,332,136千円	1,360,268千円
その他医業収益	394,110千円	403,197千円	405,708千円	411,974千円	401,411千円	404,444千円
医業収益	3,817,881千円	3,846,398千円	4,247,025千円	4,499,248千円	4,563,386千円	4,728,542千円



◆ 医業費用の推移

(税抜 単位：千円)

	R3	R4	R5	R6	R7補正	R8予算
給与費	2,387,387千円	2,459,696千円	2,537,276千円	2,725,785千円	2,855,927千円	2,981,257千円
材料費	853,187千円	866,346千円	934,908千円	1,002,701千円	1,018,920千円	1,001,192千円
経費	708,683千円	737,329千円	762,261千円	797,931千円	814,165千円	858,262千円
減価償却費等	403,399千円	443,910千円	450,991千円	471,812千円	482,620千円	486,485千円
医業費用	4,352,656千円	4,507,281千円	4,685,436千円	4,998,229千円	5,171,632千円	5,327,196千円



3 一般会計繰入金について

(単位：千円)

項目		令和8年度 (A)	令和7年度 (B)	増減 (A)-(B)	令和7年度 補正後(C)	増減 (A)-(C)
医業収益		162,499	140,863	21,636	157,834	4,665
その他医業収益	救急医療負担金	145,999	126,263	19,736	141,187	4,812
	保健衛生行政負担金	16,500	14,600	1,900	16,647	△ 147
医業外収益		373,421	229,477	143,944	340,649	32,772
他会計補助金	他会計補助金	166,662	132,740	33,922	143,822	22,840
他会計繰入金	他会計負担金	150,021	47,649	102,372	147,739	2,282
資本費繰入収益	資本費繰入収益	56,738	49,088	7,650	49,088	7,650
資本的収入		155,250	153,173	2,077	153,173	2,077
他会計負担金	他会計負担金	155,250	153,173	2,077	153,173	2,077
総合計		691,170	523,513	167,657	651,656	39,514